

中商連オートオークション運営規程

改正後

第6条 出品自動車に関する用語

～省略～

② 修復歴車：

過去に交通事故その他の災害により、車体の骨格部位を損傷し、「修正」あるいは部品「交換」により修復したもので、別表Ⅱに掲げる事項のいずれかに該当する自動車をいう。

別表Ⅱ「修復歴車」(運営規程第6条②号)
次のa～cのいずれかに該当するものを修復歴車とする。
a. 下記部位の交換あるいは修正・補修したもの。

1	クロスメンバー (フロントリア)
2	サイドメンバー (フロントリア) [フロントはコアサポ-トより後ろに位置する部分のみ]
3	インサイドパネル(フロント) [コアサポ-トより後ろに位置する部分のみ] ダッシュパネル
4	ピラー (フロント・センター・リア)
5	ルーフ
6	センターフロアパネル フロアサイドメンバー
7	リアフロア (トランクフロア)
8	ラジエーターコアサポ-ト

- ・未修復の「現状車」も同様の判定基準を適用する。
- ・ただし、骨格は溶接接合されている部位(部分)のみとし、ネジ止め部位(部分)は骨格としない。
- b. 交換・修正した状態が不明瞭で、修復の疑いのあるもの。
- c. 日本オートオークション協議会の修復歴判定基準により定めるもの。

～省略～

附則(平成28年6月6日改正)

1. 第6条「出品自動車に関する用語」②号別表Ⅱの変更規定は、平成28年7月1日より実施する。

改正前

第6条 出品自動車に関する用語

～省略～

② 修復歴車：

過去に交通事故その他の災害により、車体の骨格部位を損傷し、「修正」あるいは部品「交換」により修復したもので、別表Ⅱに掲げる事項のいずれかに該当する自動車をいう。

別表Ⅱ「修復歴車」(運営規程第6条②号)
次のa～cのいずれかに該当するものを修復歴車とする。
a. 下記部位の交換あるいは修正・補修したもの。

1	クロスメンバー (フロントリア)
2	サイドメンバー (フロントリア) [フロントはコアサポ-トより後ろに位置する部分のみ]
3	インサイドパネル(フロント) [コアサポ-トより後ろに位置する部分のみ] ダッシュパネル
4	ピラー (フロント・センター・リア)
5	ルーフ
6	センターフロアパネル フロアサイドメンバー
7	リアフロア (トランクフロア)
8	ラジエーターコアサポ-ト

- ・未修復の「現状車」も同様の判定基準を適用する。
- ・ただし、骨格は溶接接合されている部位(部分)のみとし、ネジ止め部位(部分)は骨格としない。
- b. 交換・修正した状態が不明瞭で、修復の疑いのあるもの。
- c. 日本オートオークション協議会の修復歴判定基準により定めるもの。

～省略～